

# STOP!! 滞納

令和5年度  
催告書発送  
10月6日

## 「市税等の納め忘れはありませんか？」

市では、税負担の公平・公正を確保するため、北海道と合同で、令和5年度の市税等を滞納している方に催告書を送付します。市税等を滞納すると、住民サービスの提供や保険制度の運営に支障をきたすことになりかねません。市税等は納期内に納付されますようご協力をお願いします。

### 対象者

令和5年度の市税等(市道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・学校給食費・保育所利用負担金・放課後児童クラブ利用料)で、8月末納期までのものに未納がある方。

催告書発送  
10月6日

未納のまま放置

勤務先への給与調査  
金融機関等への預貯金調査  
生命保険の加入状況調査

滞納処分  
(差押え)

(相談期間)

10月10日(火)～10月24日(火)  
平日午前8時30分～午後5時

※令和4年度以前分に滞納がある方は、今回は対象外ですが、随時、納税相談を受け付けています。  
また、一括納付が困難な場合も納税相談を受け付けていますのでご連絡ください。

## 渡島・檜山地方税滞納整理機構の活動状況

### 1. 事案引受状況

(単位:件、千円)

年度	引受件数	引受滞納額		
		内北斗市分	内北斗市分	内北斗市分
R3	267	30	253,400	23,635
R4	262	30	264,644	25,217
R5	260	30	221,491	33,066

### 2. 引受事案の収入状況

(R3・R4年度最終実績、R5年度8月末現在) (単位:千円、%)

年度	引受滞納額	収入額	徴収率
R3	253,400	134,235	52.97
R4	264,644	138,986	52.51
R5	221,491	62,713	28.31

### 3. 引受事案の差押状況

(R3・R4年度最終実績、R5年度8月末現在) (単位:件、千円)

年度	差押件数	差押債権の内訳				差押債権取立額
		預貯金	給与・年金	生命保険	その他	
R3	256	104	80	10	62	32,541
R4	225	48	85	29	63	36,713
R5	233	38	114	17	64	26,034

## 延滞金の請求・徴収の強化について

市では納期限までに納付した方との公平性を維持するため、延滞金<sup>\*</sup>の請求・徴収を強化しています。

市税等の納期限を遵守し、納付いただきますようお願いいたします。

※延滞金とは、市税等を納期限までに納付されなかった場合に、本来納めるべき金額のほかに、納期限の翌日から納めるまでの期間の日数に応じて、一定の割合を乗じて計算した金額を納めていただくものです。延滞金の計算方法など、詳しくは、市公式ホームページでご確認ください。



## 悪質な滞納者は渡島・檜山地方税滞納整理機構へ

渡島・檜山地方税滞納整理機構では、不動産や給与、年金、預貯金、生命保険等各種債権の財産調査を随時行っているほか、差押えによる滞納処分を行っています。不動産や債権などが発見に至らない場合でも、自宅等の強制的な捜索により、所有している自動車、テレビをはじめとした動産を差押えし、インターネット等で公売を行なっています。現在、市では、令和6年度の機構への引継者の選定作業を行なっており、選定された方に対して今後通知書を送付する予定です。